

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 境界層措置の運用の詳細について
- 介護保険資格者証の運用について
- 全国介護保険担当課長会議の議題について
- 介護保険制度の施行状況等に関する市町村等との意見交換会
(第3回定点市町村会議)の状況

(合計 本紙含め17枚)

vol. 80

平成12年7月14日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。



老 介 第 9 号
平成12年7月14日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険課長

境界層措置の運用の詳細について

介護保険制度における境界層措置の運用について、今般、下記のとおりその詳細を定めたので、本日付厚生省社会・援護局保護課長通知と併せて御了知の上、管内市町村にその周知を図られたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と協議済みであることを念のため申し添える。

記

1. 境界層措置について

介護保険制度においては、以下の①から④までに関し、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用することとしている（当該措置を以下「境界層措置」という。）。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条第1項に規定する給付額減額等の記載
- ② 法第48条第2項第2号に規定する標準負担額又は介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額
- ③ 法第51条第1項の規定による高額介護サービス費に係る負担の上限額又は法第61条第1項の規定による高額居宅支援サービス費に係る負担の上限額
- ④ 法第129条第1項の規定による保険料の負担額

2. 具体的な事務処理

1の①から④までに関し、どの境界層措置を他の境界層措置に優先して適用すべきかについては、①から④の順に適用することが適当である。

別添「境界層該当者の取り扱いについて（平成12年7月14日社援保第44号）」により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、1の①から④の順（具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。）に境界層措置を適用することとなる。

具体的な事務処理は、以下のとおりである。

- ① 福祉事務所長は、生活保護の申請者又は現に生活保護を受けている者が境界層措置を講ずれば生活保護を必要としない者であると認めた場合には、1の①から④の順に当てはめた上で、当該者についてどの境界層措置が講じられるべきであるかを示す証明書等を交付して、保護申請を却下し、又は保護を廃止することとされている。また、福祉事務所長は、当該者が保険者に境界層措置の申請をするに当たっては当該証明書等を申請書に添えて提出するよう、当該者に対し教示することとされている。
- ② 保険者においては、境界層措置の申請者が申請書に添付する証明書等を確認の上、実際の境界層措置を講ずることとなる（具体的には、別紙（参考）を参照のこと。）。

3. 留意点

境界層措置を適用すべき者に対しこれまで当該境界層措置が講じられていない場合においては、「高額介護サービス費等の支給及び食事の標準負担額の減額認定等の運用について（平成12年5月2日老介第5号）」の1（3）、2（2）及び4（3）に基づき、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って、当該境界層措置が行われるべきものである。

具体的な境界層措置の手順について

1. まず、記の1の①について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第35条第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第113条第4号の規定に基づき、法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。
2. 1に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の②に掲げる負担額について、施行規則第79条の2第2号及び介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額（平成12年厚生省告示第62号）又は施行規則第171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第2号及び介護保険法施行令第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額（平成12年厚生省告示第64号。以下「厚生省告示第64号」という。）の規定に基づき、より低い標準負担額又は特定標準負担額（1日につき500円又は300円（厚生省告示第64号に規定する300円未満の額の場合にあっては、当該額））を適用することとする。
3. 1及び2に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の③に掲げる上限額について、施行令第22条の2第5項第2号及び同条第6項又は施行令第29条の2第5項第2号及び同条第6項の規定に基づき、より低い上限額（1月につき24,600円又は15,000円）を適用することとする。
4. 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の④に掲げる保険料額について、施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ若しくは同項第4号ロ又は施行令第39条第1項第1号イ(2)若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ若しくは同項第5号ロの規定に基づき、より低い標準割合（4分の2、4分の3、4分の4若しくは4分の5又は同条第1号から第5号までの規定による割合を基準として市町村が条例で定めた割合）を適用することとする。